

長野県暴力団排除条例

平成 23 年 9 月 1 日施行

- この条例は、社会全体で暴力団の排除を推進するため
- 県、県民及び事業者の責務
 - 暴力団の排除に関する施策の基本となる事項
 - 青少年の健全な育成に係る措置
- などについて定めており、その概要は次のとおりです。

暴力団の排除に関する基本的施策

県の事務事業から、暴力団員又は暴力団と密接な関係にある者を排除します。



県が設置した公の施設の利用が、暴力団活動の利益になると認められる場合は利用をさせません。



暴力団を排除するための活動等に取り組んだことで暴力団から危害を加えられるおそれがある者に対し、警察は保護のために必要な措置をとります。



青少年の健全な育成に係る措置

青少年の健全育成環境を整えるため、学校等の周辺において、暴力団事務所の開設、運営を禁止します。



青少年が、暴力団による悪影響を認識し、加入したり、暴力団の被害に遭わないよう、学校等に職員の派遣、情報を提供するなどの支援を行います。



暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

暴力団の威力を利用する目的で、又はその威力を利用したことで、暴力団員などに金品等の利益を与え、提供することを禁止します。

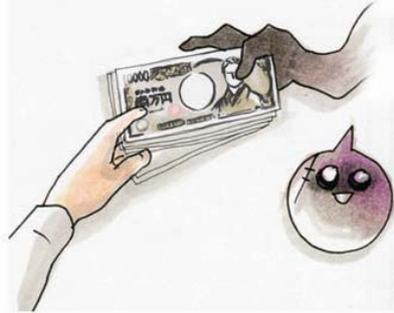


暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

暴力団の活動や運営に協力する目的で、暴力団員などに金品等の利益を与えることを禁止します。



暴力団の活動や運営に役立てられると知りながら、暴力団員などに利益を与えることを禁止します。



暴力団員などを不当に優先的に取り扱うことを禁止します。



暴力団員との契約の禁止等

不動産の譲渡等をしようとする者が講ずべき措置

暴力団事務所に使用されないよう、不動産の利用目的を確認して下さい。



暴力団事務所に使用されることを知って、不動産の譲渡、貸付けをすることを禁止します。



暴力団事務所に使用されていることが分かった場合に契約を解除できる旨を契約内容に含め、契約後、実際に分かったときは、契約解除と買い戻しに努めて下さい。



契約時等における措置

書面契約の前に、相手方が暴力団員でないことの確認に努めて下さい。また、暴力団との契約解除条項の導入に努めて下さい。



特定事業者が講ずべき措置

ホテル、旅館、ゴルフ場等の事業者は、暴力団の活動や運営に役立つこととなる契約をしないよう努めて下さい。また、契約後に分かった場合に備え、暴力団との契約解除条項を約款等に定めて下さい。



祭礼等からの暴力団排除

祭礼等の行事を主催、運営する者は、その行事から暴力団を排除するよう努めて下さい。

